

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合人事行政の運営等の状況に係る報告書《令和6年度》

1 職員の任免及び職員の数の状況

(1) 職員の任免

| 区分<br>部門 | 令和5年度<br>の採用者数 | 令和5年度の退職者数 |      |      |           |              | 計  |
|----------|----------------|------------|------|------|-----------|--------------|----|
|          |                | 定年退職       | 普通退職 | 勸奨退職 | 再任用<br>満了 | その他<br>(死亡等) |    |
| 一般行政職    | 0人 (0人)        | 0人         | 0人   | 0人   | 0人        | 0人           | 0人 |
| 合計       | 0人 (0人)        | 0人         | 0人   | 0人   | 0人        | 0人           | 0人 |

(注) 採用者数における括弧書きは、再任用職員の内数（短時間勤務、任期更新者は含みません。）。

(2) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

| 区分<br>部門 | 職員数 |     | 対前年度<br>増減数 | 増減理由 |
|----------|-----|-----|-------------|------|
|          | 6年度 | 5年度 |             |      |
| 一般行政職    | 22人 | 22人 | 0人          |      |
| 合計       | 22人 | 22人 | 0人          |      |

(注) 職員数は、特別職を除く一般職の人数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時・非常勤務職員は除いています。

(3) 一般行政職職員の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

| 区分           | 1級  | 2級    | 3級           | 4級  | 5級       | 6級          | 7級          | 8級   | 合計     |
|--------------|-----|-------|--------------|-----|----------|-------------|-------------|------|--------|
| 標準的な<br>職務内容 | 主事補 | 主事    | 主任主事<br>主任技師 | 主査補 | 係長<br>主査 | 課長補佐<br>副主幹 | 事務局次長<br>課長 | 事務局長 | —      |
| 職員数          | 0人  | 3人    | 2人           | 0人  | 9人       | 3人          | 4人          | 1人   | 22人    |
| 構成比          | 0%  | 13.6% | 9.1%         | 0%  | 40.9%    | 13.6%       | 18.2%       | 4.6% | 100.0% |

(注)

- 1 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

## 2 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況（令和5年度決算額）

| 区分  | 歳出額（A）      | 人件費額（B）   | 人件費率（B/A） |
|-----|-------------|-----------|-----------|
| 5年度 | 3,303,878千円 | 200,011千円 | 6.1%      |

（注）人件費は、職員の給与、特別職の給与及び議員の報酬、監査委員の報酬などの総額です。

### (2) 職員給与費の状況（令和5年度決算額）

| 区分  | 職員数<br>(A) | 給与費         |             |             |              | 1人当たり給与<br>額(B)/(A) |
|-----|------------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------------------|
|     |            | 給料          | 職員手当        | 期末・勤勉手当     | 合計(B)        |                     |
| 5年度 | 22人        | 93,974,394円 | 23,598,947円 | 41,060,512円 | 158,633,583円 | 7,210,630円          |

### (3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

| 区分 | 平均年齢  | 平均給料月額   | 平均給与月額   | 平均給与月額<br>(国比較ベース) |
|----|-------|----------|----------|--------------------|
| 組合 | 48.1歳 | 356,446円 | 447,253円 | 404,015円           |

（注）

- 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職員の基本給の平均です。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当等が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- 再任用職員を除いています。

### (4) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

| 区分    |     | 組合       | 千葉県      | 国                            |
|-------|-----|----------|----------|------------------------------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 196,200円 | 202,400円 | 総合職 200,700円<br>一般職 196,200円 |
|       | 高校卒 | 166,600円 | 170,900円 | 166,600円                     |

### (5) 昇給への人事評価の活用状況

| 令和5年度4月2日から<br>令和6年4月1日までの運用 |  | 管理職員    |           | 一般職員    |           |
|------------------------------|--|---------|-----------|---------|-----------|
| ア 人事評価を活用している                |  |         |           |         |           |
| 活用している昇給区分                   |  | 昇給可能な区分 | 昇給実績がある区分 | 昇給可能な区分 | 昇給実績がある区分 |
| 上位、標準、下位の区分                  |  |         |           |         |           |
| 上位、標準の区分                     |  |         |           |         |           |
| 標準、下位の区分                     |  |         |           |         |           |
| 標準の区分のみ（一律）                  |  |         |           |         |           |
| イ 人事評価を活用していない               |  | ○       |           | ○       |           |
| 活用予定時期                       |  | 未定      |           | 未定      |           |

## (6) 職員の手当の状況（令和5年度決算額）

| 区分      | 内容及び支給状況   |             |                  | 国の制度との異同                                |
|---------|--|-------------|------------------|---|
| 扶養手当    | ○配偶者 月額6,500円<br>○配偶者以外の扶養親族<br>子 1人につき 月額10,000円<br>父母等 1人につき 月額6,500円<br>○扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 1人につき月額5,000円を加算  |             |                  | 同                                       |
|         | 支給実績   | 3,246,000円  | 支給職員1人当たりの平均支給年額 | 295,091円                                |
| 住居手当    | ○借家の場合 家賃16,000円を超える場合に限り28,000円を限度に支給   |             |                  | 同                                       |
|         | 支給実績   | 982,200円    | 支給職員1人当たりの平均支給年額 | 245,550円                                |
| 通勤手当    | ○電車・バスを利用する場合 定期券代を全額支給<br>○乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて月額2,000円から34,160円   |             |                  | 自動車等を使用する場合は距離に応じて月額2,000円から31,600円まで支給 |
|         | 支給実績   | 1,716,720円  | 支給職員1人当たりの平均支給年額 | 78,033円                                 |
| 管理職手当   | ○8級 84,600円 ○7級（副参事） 70,800円<br>○7級 66,400円  |             |                  | 官職に応じて66,400円から117,000円（定額制）            |
|         | 支給実績   | 4,308,000円  | 支給職員1人当たりの平均支給年額 | 861,600円                                |
| 地域手当    | ○支給率は7.5%  |             |                  | 支給地域に応じて3～20%                           |
|         | 支給実績   | 7,672,893円  | 支給職員1人当たりの平均支給年額 |   |
| 時間外勤務手当 | ○正規の勤務日における時間外勤務1時間当たり<br>当該職員の時間給単価×125/100<br>（午後10時から翌朝午前5時までの深夜勤務は150/100）<br>※月60時間を超える場合には、25/100を加算<br>○週休日及び休日等における時間外勤務1時間当たり<br>当該職員の時間給単価×135/100<br>（午後10時から翌朝午前5時までの深夜勤務は160/100）<br>※月60時間を超える場合には、15/100を加算 |             |                  | 同                                       |
|         | 支給実績   | 5,673,134円  | 支給職員1人当たりの平均支給年額 | 333,714円                                |
| 期末・勤勉手当 | ○期末手当 2.45月分（1.375月分）<br>○勤勉手当 2.05月分（0.975月分）<br>（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。<br>○職制上の段階、職務の級による加算措置 役職加算5～15%   |             |                  | 職制上の段階、職務の級による加算措置 役職加算5～20%            |
|         | 支給実績   | 41,060,512円 | 支給職員1人当たりの平均支給年額 |   |

| 区分     | 内容及び支給状況  |                  |                  | 国の制度との異同                   |
|--------|-----------|------------------|------------------|----------------------------|
| 退職手当   | (支給率)     | (自己都合)           | (勸奨・定年)          | 国は、定年前早期退職特例措置として、2%～45%加算 |
|        | ○勤続20年    | 19.6695月分        | 24.586875月分      |                            |
| ○勤続25年 | 28.0395月分 | 33.270750月分      |                  |                            |
| ○勤続35年 | 39.7575月分 | 47.709000月分      |                  |                            |
| ○最高限度額 | 47.7090月分 | 47.709000月分      |                  |                            |
|        | ○その他の加算措置 | 定年前の早期退職措置 2～20% |                  |                            |
|        | 支給実績      | 0円               | 支給職員1人当たりの平均支給年額 | 0円                         |

(注) 支給実績については、令和5年度決算の状況です。

(7) 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

| 令和5年度中における運用   |             | 管理職員     |            | 一般職員     |            |
|----------------|-------------|----------|------------|----------|------------|
| ア 人事評価を活用している  | 活用している成績率   | 支給可能な成績率 | 支給実績がある成績率 | 支給可能な成績率 | 支給実績がある成績率 |
|                | 上位、標準、下位の区分 |          |            |          |            |
|                | 上位、標準の区分    |          |            |          |            |
|                | 標準、下位の区分    |          |            |          |            |
|                | 標準の区分のみ（一律） |          |            |          |            |
| イ 人事評価を活用していない |             | ○        |            | ○        |            |
|                | 活用予定時期      | 未定       |            | 未定       |            |

(8) 特別職の給料などの状況（令和6年4月1日現在）

| 区分 |      | 報酬・給料（月額） | 期末手当 |        |
|----|------|-----------|------|--------|
| 報酬 | 議長   | 8,100円    | 6月期  | 1.61月分 |
|    | 副議長  | 8,100円    |      | 12月期   |
|    | 議員   | 7,200円    |      |        |
| 給料 | 管理者  | 8,100円    | 6月期  | 1.61月分 |
|    | 副管理者 | 8,100円    | 12月期 | 1.84月分 |

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間の状況（令和6年4月1日現在）

| 1週間の勤務時間 | 勤務開始時間 | 勤務終了時間 | 休憩時間                 | 週休日          |
|----------|--------|--------|----------------------|--------------|
| 38時間45分  | 8時30分  | 17時15分 | 12時00分から<br>13時00分まで | 日曜日及び<br>土曜日 |

(注) クリーンセンターしらさぎにおいて土曜日等に勤務を要する場合は、勤務時間の割振りを変更して対応しています。

#### (2) 休暇等の状況

| 休暇の種類  | 休暇日数等  |                  |
|--------|--|------------------|
| 年次有給休暇 | ○一の年度につき 20日間<br>(前年度に残日数等がある場合は、20日を限度として翌年度に繰越)                                  | 5年度平均取得日数<br>12日 |
| 療養休暇   | ○職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある場合 必要最小限の期間  |                  |
| 特別休暇   | ○選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由がある場合 必要と認められる期間                                     |                  |
| 介護休暇   | ○職員が配偶者、一親等及び二親等の親族等で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をする必要がある場合 2週間以上から180日を超えない日数 |                  |
| 育児休業   | ○満3歳に満たない子を養育するため当該子が3歳に達する日までの期間を限度とする期間  |                  |

### 4 職員の分限及び懲戒処分状況の状況

| 区分   | 処分事由  | 5年度の状況 |
|------|---|--------|
| 分限処分 | ①勤務実績が良くない場合 ②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 ③職に必要な適格性を欠く場合 ④職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合 ⑤刑事事件に関し起訴された場合があり、公務能率を維持するために行う処分、降任、免職、休職、降給の4種類の処分がある。 | なし     |
| 懲戒処分 | ①法律、条例、規則又は規程に違反した場合 ②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 ③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合があり、職員の義務違反に対する道徳的責任を問い、秩序維持を図ることを目的とした制裁的な処分、免職、停職、減給、戒告の4種類の処分がある。                   | なし     |

### 5 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条の規定により、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされています。

また、職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとされており、営利企業等の従事制限等も設けています。

## 6 職員の退職管理の状況

| 営利法人 | 非営利法人 |
|------|-------|
| 0件   | 0件    |

## 7 職員の研修

職員の研修の状況（令和5年度の状況）

| 研修機関等            | 研修内容         | 参加職員数 |
|------------------|--------------|-------|
| 千葉県自治研修センター      | 課長研修         | 1人    |
|                  | 課長補佐研修       | 1人    |
| 一般財団法人日本環境衛生センター | 一般廃棄物実務管理者講習 | 1人    |

## 8 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 福利厚生制度の状況

#### ア 共済制度

職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、千葉県市町村職員共済組合が行っています。その費用は職員の掛金と組合の負担金で賄われており、その内容は、短期給付事業（健康保険関係）、長期給付事業（厚生年金保険関係）、福祉事業（健康診査事業）などです。

#### イ 職員互助会

組合には独自の互助会はありませんが、千葉県市町村職員互助会では、地方公共団体が職員のために実施する厚生制度に併せて、会員及びその被扶養者の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とし、福祉増進の事業を行っています。その費用は職員の掛金と組合の負担金で賄われており、令和5年度の公費負担額は、36,252円でした。

### (2) 健康診断などの実施状況

定期健康診断は、労働安全衛生法により義務付けられています。

| 区分  | 種類     | 受診者数 |
|-----|--------|------|
| 5年度 | 定期健康診断 | 9人   |
|     | 人間ドック  | 12人  |

(注)

- 1 職員数は、特別職を除く一般職の人数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時・非常勤務職員は除いています。
- 2 人間ドックについては35歳以上の職員が対象です。

(3) 公的災害補償

職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）又は通勤による災害を受けた場合、職員又は職員の遺族が損害の補償を受けられます。

令和5年度の災害補償の実施状況は次のとおりです。

| 区 分  | 傷 病 | 死 亡 |
|------|-----|-----|
| 公務災害 | 0 件 | 0 件 |
| 通勤災害 | 0 件 | 0 件 |

9 公平委員会の業務の状況

| 区 分                 | 内 容              |
|---------------------|------------------|
| 勤務条件に関する措置の要求に係る事項  | 該当する案件はありませんでした。 |
| 不利益処分に関する不服申立てに係る事項 | 該当する案件はありませんでした。 |